

羽曳野市建設工事等指名停止措置要綱

制 定 平成 26 年 3 月 31 日

最近改正 令和 5 年 3 月 23 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、羽曳野市が発注する建設工事等、物品購入・委託業務等(以下「本市発注工事等」という。)の適正な履行を確保するため、一般競争入札及び指名競争入札の入札参加資格者に関する指名停止及び指名留保について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 2 条第 1 項に規定する建設工事並びに測量、設計、監理、地質調査、建設コンサルタント及び補償コンサルタントに関する業務をいう。
- (2) 物品購入・委託業務等 物品の購入契約、物品の売払い契約、委託契約、建設工事等を除く請負契約及び賃貸借契約に関する業務をいう。
- (3) 入札参加資格者 本市発注工事等に関する地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 5 に規定する一般競争入札の参加資格を有する者及び同令第 167 条の 11 に規定する指名競争入札の参加資格を有する者をいう。
- (4) 役員等 入札参加資格者が個人の場合は本人、法人の場合は代表取締役その他の役員及び契約締結権限を有する者をいう。
- (5) 使用人 入札参加資格者の社員のうち、役員等以外の全ての社員をいう。
- (6) 指名停止 別表第 1 に掲げる指名停止措置要件(以下「措置要件」という。)に該当する入札参加資格者を、一般競争入札において入札に参加させないこと及び指名競争入札において指名しないことをいう。
- (7) 指名留保 別表第 2 に掲げる指名留保措置要件(以下「留保要件」という。)に該当する入札参加資格者を、一般競争入札において入札に参加させないこと及び指名競争入札において指名しないことをいう。

(指名停止)

第 3 条 市長は、入札参加資格者が別表第 1 に定める措置要件のいずれかに該当するときは、当該事実を認めた日を起算日として、情状に応じて別表第 1 に掲げるところにより指名停止期間を決定し、当該入札参加資格者に対し、指名停止を行うものとする。

2 市長は指名停止を行ったときは、当該指名停止に係る入札参加資格者に対し、次のとおり措置するものとする。

- (1) 入札を行う場合にあっては、入札への参加を認めない。
- (2) 指名競争入札に係る指名を行う場合にあっては、指名を行わない。
- (3) 現に指名競争入札に指名している場合にあっては、当該指名を取り消す。
- (4) 入札に参加し、かつ、本市と契約締結に至っていない場合にあっては、落札者とせず、又は契約を締結しない。

(下請負人等及び共同企業体に関する指名停止)

第 4 条 市長は、前条第 1 項の規定により指名停止を行う場合において、入札参加資格者であって当該指名停止について責めを負うべき下請負人又は再委託業者(以下「下請負人等」という。)があることが明らかになったときは、元請人の指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該下請負人等に対し、指名停止を行うものとする。

2 市長は、前条第 1 項の規定により共同企業体に対し指名停止を行うときは、当該共同企業体の指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該共同企業体の入札参加資格者である構成員(明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。)に対しても、指名停止を行うものとする。

3 市長は、前条第 1 項又は前 2 項の規定により指名停止を行った入札参加資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止期間の特例)

第 5 条 入札参加資格者が次の各号に掲げる事由に該当する場合における指名停止期間は、当該各号に定めるとおりとする。ただし、指名停止期間は、2 年を超えないものとする。

- (1) 1 の事案により 2 以上の措置要件に該当する場合 当該措置要件に定める期間

を合計した期間

(2) 指名停止期間中又は当該期間の終了後 1 年を経過するまでの間に措置要件に該当した場合 当該措置要件に該当する指名停止期間の 2 倍の期間

- 2 市長は、情状を酌量すべき特別の事由があると認めるときは、指名停止期間を 2 分の 1 まで短縮することができる。
- 3 市長は、入札参加資格者が極めて悪質な事由があるとき又は極めて重大な結果を生じさせたときは、指名停止期間を別表第 1 に掲げる期間の 2 倍まで延長することができる。ただし、当該期間は、2 年を超えないものとする。
- 4 市長は、指名停止期間中の入札参加資格者において、情状を酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由のあることが新たに明らかになったときは、別表第 1 及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止期間を変更することができる。
- 5 市長は、指名留保期間中の入札参加資格者において、新たに別表第 1 に定める措置要件のいずれかに該当するときは、当該事実を認めた日を起算日として、情状に応じて別表第 1 に掲げるところにより指名停止期間を決定し、当該入札参加資格者に対し、指名停止を行うものとする。この場合において、市長は、指名停止期間開始日をもって指名留保を解除するものとする。
- 6 市長は、入札参加資格者が当該事由について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該入札参加資格者に係る指名停止を解除するものとする。
- 7 市長は、別表第 1 第 10 項第 2 号に該当することにより指名停止を行った入札参加資格者から指名停止期間短縮申出書(様式第 8 号)の提出があり、当該入札参加資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 7 条の 4 第 1 項の規定による課徴金の納付命令の免除及び同条第 2 項及び第 3 項の規定による課徴金の減額(以下「課徴金減免」という。)の適用を受けた事実を確認したときは、同号に規定する期間の 2 分の 1 の期間を当該入札参加資格者に係る指名停止期間とすることができる。ただし、当該指名停止期間が経過した日から同号に規定する期間が経過する日の前日までに指名停止期間短縮申出書の提出があり、課徴金減免の適用を受けた事実が明らかになった場合における指名停止期間は、当該事実が明らかになった日までとする。

(指名停止の承継)

第 6 条 合併等により、指名停止を受けた入札参加資格者から営業を実質的に承継し

たと認められる入札参加資格者は、当該指名停止期間中の入札参加資格者の指名停止に係る措置を引き継ぐものとする。

(下請等の禁止)

第 7 条 本市発注工事等を所管する課長(以下「担当課長」という。)は、指名停止期間中の入札参加資格者に、本市発注工事等の全部若しくは一部を下請させ、又は再委託させることを承認してはならない。ただし、当該入札参加資格者が指名停止前に下請けをし、又は再委託を受けている場合は、この限りでない。

2 前項の下請又は再委託には、発注工事等の完成と直接関係のない請負行為等を目的とする契約は含まれないものとする。

(指名停止手続)

第 8 条 本市発注工事等を所管する部局長(以下「所管部局長」という。)は、入札参加資格者が措置要件のいずれかに該当すると認めたとき又はその疑いがあると認めたときは、速やかに発生報告書(様式第 1 号)を、建設工事等にあつては羽曳野市競争入札参加資格審査委員会委員長(以下「工事審査委員長」という。)に、物品購入・委託業務等にあつては羽曳野市物品購入指名業者選定審査委員会委員長(以下「物品審査委員長」という。)に提出しなければならない。

2 総務部長は、本市発注工事等以外で措置要件に該当する事実があると認めたとき又はその疑いがあると認めたときは、速やかに発生報告書(様式第 2 号)を、建設工事等にあつては工事審査委員長に、物品購入・委託業務等にあつては物品審査委員長に提出しなければならない。

3 前 2 項の規定により発生報告書を提出した所管部局長及び総務部長は、当該発生報告書に係る第 5 条第 4 項の指名停止期間の変更又は同条第 6 項の指名停止の解除に該当する事実があると認めたときは、速やかに指名停止期間変更(指名停止解除)事由発生報告書(様式第 3 号)を、建設工事等にあつては工事審査委員長に、物品購入・委託業務等にあつては物品審査委員長に提出しなければならない。

(審査)

第 9 条 工事審査委員長又は物品審査委員長は、前条各項の規定による提出を受けたときは、速やかにこれを審査し、その結果を市長に報告しなければならない。

(指名停止の通知)

第 10 条 市長は、第 3 条第 1 項若しくは第 4 条各項の規定により指名停止を行い、第

5 条第 4 項の規定により指名停止期間を変更し、又は同条第 6 項の規定により指名停止を解除したときは、当該入札参加資格者に対し、指名停止措置決定通知書(様式第 4 号)をもって通知する。ただし、市長が通知する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合であつて、本市発注工事等に関するものをするときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

3 工事審査委員長又は物品審査委員長は、第 1 項の規定による通知がなされたときは、部局長に対し、指名停止措置決定報告書(様式第 5 号)により報告し、当該部局長は関係職員に周知を図るものとする。

(公表)

第 11 条 市長は、指名停止を行った入札参加資格者を本市ウェブサイト及び情報公開コーナーにおいて、指名停止期間満了の日が属する月の翌月の末日まで公表する。

(指名留保)

第 12 条 市長は、入札参加資格者が留保要件に該当するときは、当該事実を認めた日を起算日として、別表第 2 に掲げる指名留保期間をもって、当該入札参加資格者に対し、指名留保を行うものとする。

2 市長は指名留保を行ったときは、当該指名留保に係る入札参加資格者に対し、次のとおり措置するものとする。

(1) 入札を行う場合にあっては、入札への参加を認めない。

(2) 指名競争入札に係る指名を行う場合にあっては、指名を行わない。

(3) 現に指名競争入札に指名している場合にあっては、当該指名を取り消す。

(4) 入札に参加し、かつ、本市と契約締結に至っていない場合にあっては、落札者とせず、又は契約を締結しない。

(指名留保手続と通知)

第 13 条 総務部長は、本市発注の建設工事で留保要件に該当する事実があると認めたとき又はその疑いがあると認めたときは、速やかにその旨を工事審査委員長に報告しなければならない。

2 工事審査委員長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかにこれを審査し、その結果を市長に報告しなければならない。

3 市長は、前条第 1 項の規定により指名留保を行ったときは、当該入札参加資格者に

対し、指名留保決定通知書(様式第 6 号)により通知する。

- 4 工事審査委員長は、前項の規定による通知がなされたときは、部局長に対し、指名留保決定報告書(様式第 7 号)により報告し、当該部局長は関係職員に周知を図るものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第 14 条 担当課長は、指名停止又は指名留保が行われている入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害時の応急工事、特殊技術を要する等やむをえない事由があり、あらかじめ市長の承認を受けた場合は、この限りではない。

(指名停止又は指名留保に至らない事由に関する措置)

第 15 条 市長は、指名停止又は指名留保に至らない場合においても必要があると認めるときは、当該入札参加資格者に対し、書面又は口頭により、警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の羽曳野市建設工事等指名停止措置要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる指名停止及び指名留保について適用し、同日前に行われた指名停止及び指名留保については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条関係)

指名停止措置要件	指名停止期間
(入札) 1 入札参加資格者、役員等及び使用人が、本市発注工事等の入札に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められるとき。 (1) 競争入札の公平な執行を妨げたとき。 (2) 落札したにもかかわらず、契約を締結しなかったとき。	1 年 1 年
(過失による粗雑履行) 2 入札参加資格者が契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にした場合で、次の各号のいずれかに該当すると認められるとき。 (1) 本市発注工事等の契約の履行に係るもの。ただし、瑕疵が軽微であると認められるときを除く。 (2) 大阪府内の他の公共機関が発注する建設工事等、物品購入・委託業務等(以下「府内発注工事等」という。)の契約の履行に係るもので、瑕疵が重大であるとき。	1 月以上 6 月以内 1 月以上 3 月以内
(契約違反) 3 入札参加資格者が本市発注工事等の履行に当たり、前項に掲げる場合のほか、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるときであって次の各号のいずれかに該当すると認められるとき。 (1) 契約の履行遅滞による損害金の請求がなされたとき。 (2) 現場検査において、重大な欠陥があり検査に合格しないとき、又は竣工検査の妨げがあったとき。 (3) 入札参加資格者の責めに帰すべき事由により契約の解除がなされたとき。	3 月以上 1 年以内 1 年 2 年

(4) 役員等又は使用人が、本市発注工事等について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項に規定する監督若しくは検査の実施、若しくは公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「適正化法」という。)第13条に規定する点検の実施(施工体制台帳が提出されない場合を含む。)又はその他契約に関する業務の執行に当り、威圧その他の行為により公正かつ円滑な業務の執行を妨げたとき。	1年以上2年以内
(5) 現場代理人若しくは技術者等の不適正又は一括下請による施工等の事実が判明し、必要な措置をとるべきことを求めたにもかかわらず、これを是正しないとき。	1年以上2年以内
(不適切な安全管理措置により生じた公衆損害事故)	
4 入札参加資格者が契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため公衆に死亡者又は負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合で、次の各号のいずれかに該当すると認められるとき。	
(1) 本市発注工事等の契約の履行に係るもの。(軽微な損害は除く。)	1月以上1年以内
(2) 府内発注工事等の契約の履行に係るもので、当該事故が重大であるとき。	1月以上6月以内
(不適切な安全管理措置により生じた履行関係者事故)	
5 入札参加資格者が契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合で、次の各号のいずれかに該当すると認められるとき。	
(1) 本市発注工事等の契約の履行に係るもの。	1月以上6月以内
(2) 府内発注工事等の契約の履行に係るもので、当該事故	1月以上3月以内

(建設業法違反行為)	
9 入札参加資格者、役員等又は使用人が、建設業法第 28 条の規定に基づく処分が次の各号のいずれかに該当したとき。	
(1) 本市内でその処分に係る行為が行われたとき。	1 年
(2) 大阪府内でその処分に係る行為が行われたとき。	1 年
(独占禁止法違反)	
10 入札参加資格者、役員等又は使用人が独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反するとして、公正取引委員会が次の各号に掲げるいずれかの処分をしたとき。	
(1) 独占禁止法第 74 条第 1 項の告発	2 年
(2) 排除措置命令又は課徴金の納付命令	1 年
(羽曳野市暴力団排除条例違反)	
11 羽曳野市暴力団排除条例(平成 24 年羽曳野市条例第 17 号)第 9 条第 2 項の規定に基づく誓約書を提出しない場合。	3 月
(法令等違反)	
12 前各項に掲げる場合のほか、入札参加資格者、役員等又は使用人が次の各号のいずれかに該当し、本市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
(1) 業務に関し、各種法令に違反し、監督官庁から処分を受け、又は法令に基づき商号等を公表されたとき。	3 月
(2) 業務に関し、各種法令に違反し、禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕され、書類送検又は起訴されたとき。	1 年
(工事成績不良)	
13 入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当したとき。	

(1) 指名留保期間満了の日から 2 年の間に、本市が発注する建設工事における工事成績評定書の総合評点が再度 60 点未満であった場合。	1 年
(2) 指名留保期間中に、本市が発注する建設工事における工事成績評定書の総合評点が再度 60 点未満であった場合。	1 年
(その他)	
14 入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当し、本市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
(1) 本市契約に係る一般競争入札又は公募型指名競争入札において、現場代理人(工事に関する設計、測量等に係る委託業務を除く。以下同じ。)若しくは配置予定技術者を正当な理由なしに配置しなかったとき、又は一度専任配置した現場代理人若しくは技術者を正当な理由なしに変更したとき。	1 月以上 3 月以内
(2) 前号に定めるもののほか、入札参加資格者として不適当な事由があると認められるとき。	1 月以上 2 年以内

別表第 2(第 2 条、第 12 条関係)

指名留保措置要件	指名留保期間
本市が発注する建設工事における工事成績評定書の総合評点が 60 点未満であった場合。	6 月

年 月 日

様

所 管 部 局 長

発 生 報 告 書

羽曳野市建設工事等指名停止措置要綱第8条第1項に基づき、下記のとおり報告します。

記

案 件 名

業 者 名

発生年月日

発 生 理 由

年 月 日

様

総 務 部 長

発 生 報 告 書

羽曳野市建設工事等指名停止措置要綱第8条第2項に基づき、下記のとおり報告します。

記

案 件 名

業 者 名

発生年月日

発 生 理 由

年 月 日

様

部 局 長

指名停止期間変更(指名停止解除)事由発生報告書

羽曳野市建設工事等指名停止措置要綱第8条第3項に基づき、下記のとおり報告します。

記

業 者 名

理 由

年 月 日

様

羽 曳 野 市 長

指名停止措置決定通知書

羽曳野市建設工事等指名停止措置要綱に基づき、下記のとおり指名停止措置を決定したので通知します。

記

業 者 名

所 在 地

指名停止措置内容

指名停止期間

指名停止理由

年 月 日

部 局 長 様

委 員 会 委 員 長

指名停止措置決定報告書

羽曳野市建設工事等指名停止措置要綱に基づき、下記のとおり指名停止措置を決定したので報告します。

記

業 者 名

所 在 地

指名停止措置内容

指名停止期間

指名停止理由

年 月 日

様

羽 曳 野 市 長

指名留保措置決定通知書

羽曳野市建設工事等指名停止措置要綱に基づき、下記のとおり指名留保措置を決定したので通知します。

記

業 者 名

所 在 地

指名留保期間

指名留保理由

年 月 日

部 局 長 様

委 員 会 委 員 長

指名留保決定報告書

羽曳野市建設工事等指名停止措置要綱に基づき、下記のとおり指名留保措置を決定したので報告します。

記

業 者 名

所 在 地

指名留保期間

指名留保理由

年 月 日

羽 曳 野 市 長 様

入札参加資格者名

代 表 者 名 印

指 名 停 止 期 間 短 縮 申 出 書

当社は、〇年〇月〇日に公正取引委員会から{排除措置命令・課徴金納付命令}を受けたため、〇年〇月〇日付け羽
総契第〇〇〇〇号にて指名停止を措置されましたが、公正取引委員会より、課徴金減免制度が適用されておりますの
で、羽曳野市建設工事等指名停止措置要綱第5条第7項に基づき、指名停止期間の短縮を申し出ます。

なお、証拠書類として提出した資料について、公表されても構いません。

また、今回の申出に虚偽があった場合は、いかなる措置を受けても不服はありません。

連絡先：

部課名：

電 話：

担当者：

注) { }内は、該当するものを記載して下さい。（該当しないものは削除）

注) 証拠書類として、命令書の写しを添付して下さい。なお、命令書の写しの添付を求める理由は、貴社が公正取引
委員会から課徴金の減免を受けている事実を把握するためであり、貴社として知られたくない事項が記載されてある
部分については、あらかじめ塗りつぶした上で提出していただいて結構です。